

事 務 連 絡
令和元年9月4日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
小学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の長

スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課

「東京2020 聖火リレー×教育プログラム」の実施について（御案内）

スポーツ庁では、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを推進するため、オリンピック・パラリンピック教育の全国展開を進めているところです。既にオリンピック・パラリンピック教育に取り組んでいただいている学校関係者の皆様には、御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

今般、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）より、標記について31TOKYO2020 企アア第33号による依頼がございましたので、都道府県教育委員会におかれましては、域内の市区町村教育委員会および所管の学校に対して、指定都市教育委員会におかれましては、市内の学校に対して、都道府県私立学校主管課におかれましては、所管の学校に対して、国立大学法人附属学校担当課におかれましては、関係する附属の学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれましては、所轄する学校設置会社が設置する学校に対して、御周知くださいますようお願い申し上げます。

【依頼文書：事務連絡】

2019年9月2日付け 31TOKYO2020 企アア第33号

「東京2020 聖火リレー×教育プログラム」の実施等について

別添	「東京2020 聖火リレー×教育プログラム」の実施について	(通知)
別紙1	東京2020 聖火リレー×教育プログラムについて	(概要)
別紙2	東京2020 聖火リレーに関する取組内容レポート	(様式)
別紙3	パラリンピック1年前機運醸成ポスター見本	
別紙4	2019秋の学校向け情報	

【本件問い合わせ先】

スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課
電話：03-5253-4111（代表）内線 3951